

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付要綱

（趣旨）

第1条 宮城県教育委員会は、宮城県立高校において、Society 5.0 時代を生きる全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現や、情報活用能力等の向上を図るため、生徒又は保護者等の負担によって、生徒1人1台端末を導入することとしている。県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）（以下「補助金」という。）は、令和8年度以降に県立高校に入学する生徒が、学習用端末（以下「端末」という。）を準備するに当たり、その経済的負担を軽減するため、予算の範囲内において交付するものであり、その交付については、補助金等交付規則（昭和51年3月31日 宮城県規則第36号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（対象者）

第2条 補助金の交付対象者は、令和8年度以降に県立高校に入学した者（以下、「補助対象者」という。）とする。

（交付の要件）

第3条 知事は、次の各号の要件を全て満たす対象者に対して、補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付は入学年度に限るものとする。

- （1） 補助金の交付を受けたことがないこと。
- （2） 県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金交付要綱（事業者用）第2条に規定する補助事業者から、1台当たり20,000円を差し引いた価格で端末を購入したことがないこと。
- （3） 県立高校入学時に端末の購入が困難な生徒用として県が整備する貸与端末を利用したことがないこと。
- （4） 申請の時点で県税の滞納がないこと。
- （5） 暴力団員等（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないこと。

（対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 端末（入学する県立高校が認めるものに限る。次号において同じ。）の購入に係る費用
- （2） 端末のリース又はレンタル契約（以下「契約」という。）に係る費用
- 2 前項各号に定める費用には、次の各号に定める経費を含むものとする。ただし、第2号及び第3号に定める経費に、入学年度を超える期間に係る経費が含まれる場合は、当該経費を補助対象経費から除外するものとする。
 - （1） 端末本体に係る経費
 - （2） 端末の保証および保守（以下「保証等」という。）に係る経費
 - （3） モバイルデバイス管理に係る経費
 - （4） その他手数料等
- 3 第1項第1号に定める費用に前項ただし書きに定める経費が含まれる場合の、補助

対象経費から除外すべき経費の算出方法は別表 1 に定めるところによる。

4 前三号の規定にかかわらず、県立高等学校長が斡旋した販売事業者から端末を購入した場合の補助対象経費は、別表 2 に定めるところによる。

5 補助金の交付の対象となる端末は、入学する年度又はその前年度に購入又は契約したものとする。

(交付額)

第 5 条 補助金の交付額は、生徒 1 人に対して次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 端末を購入により準備した者については、前条第 1 項第 1 号に規定する費用とし、上限額は 20,000 円とする。
- (2) 端末を契約により準備した者については、前条第 1 項第 2 号に規定する費用のうち、入学年度内に支払った額とし、上限額は 20,000 円とする。

(交付の申請)

第 6 条 補助対象者が第 4 条第 1 項第 1 号の費用について補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて知事が定める方法により申請するものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 1 号に規定する費用に係る領収書や証明書
- (2) 金融機関等の名称及び預貯金口座の番号等を明らかにする書類
- (3) 生徒の身分証明書の写し
- (4) 購入した端末の写真
- (5) その他知事が必要と認めるもの

2 補助対象者が第 4 条第 1 項第 2 号の費用について補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書(様式第 2 号)に、次に掲げる書類を添えて知事が定める方法により申請するものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する費用に係る契約書や証明書
- (2) 金融機関等の名称及び預貯金口座の番号等を明らかにする書類
- (3) 生徒の身分証明書の写し
- (4) 契約した端末の写真
- (5) その他知事が必要と認めるもの

3 みやぎ電子申請サービスを使用する方法により行われた交付の申請については、前二項に規定する方法により行われたものとみなし、第 8 条から第 10 条及び第 12 条の場合について準用する。

4 申請の期限については別に定める。

(交付の決定等)

第 7 条 規則第 6 条の規定による通知は、補助金交付決定通知書(様式第 3 号)によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第 6 条第 1 項の規定に基づく申請があった場合には、規則第 6 条及び同第 13 条の規定による通知は補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第 4 号)によるものとする。

(交付内容変更の承認等)

第 8 条 補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更承認申

請書（様式第5号）を知事が定める方法により提出し、知事の承認を受けなければならない。

（1） 補助対象経費を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。

（2） 補助事業の内容について変更しようとするとき。

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

3 前項の承認に係る通知は、補助金交付決定変更通知書（様式第6号）によるものとする。

（状況報告）

第9条 知事は、交付の決定を受けた補助対象者に対し、補助事業の遂行状況に関し、知事が定める方法により報告を求めることがある。

2 第7条第1項の規定による交付決定を受けた補助対象者について、前項に係る報告書の様式は、補助金状況報告書（様式第7号）によるものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条に定める実績報告の様式は、補助金実績報告書（様式第8号）によるものとし、補助事業の完了の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の3月30日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて知事が定める方法により提出しなければならない。

（1） 第4条第1項第2号に定める費用のうち、入学年度内に支払った額に係る領収書や証明書

（2） その他知事が必要と認めるもの

2 第7条第2項の規定による交付決定を受けた補助対象者については、第6条第1項の規定に基づく申請を実績報告とみなす。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合は、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合はその承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条の補助金の額の確定を受けた者に対し、補助金を交付する。ただし、知事が補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払により交付できるものとし、知事が定める方法により申請するものとする。

2 前項ただし書きに定める請求は、補助金概算払請求書（様式第9号）によるものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（1） 申請書類に虚偽の記載があった場合

- (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた場合
 - (3) その他本要綱に反する場合
- 2 知事は、前項の取消しを行ったときは、理由を付して当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 14 条 補助対象者は、前条の規定による補助金の交付の決定の取消しの通知を受けた場合において、既に補助金が交付されているときは、知事の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

2 補助対象者は、第 11 条に規定する補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

1 この要綱は、令和 8 年 7 月 2 日から施行し、令和 8 年度に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

(適用対象)

3 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日以後に入学、転学又は編入学により県立高校の第 1 学年に在籍する者に適用する。ただし、同一の内容（経費）に対し、都道府県、市町村又はその他団体等が実施する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した補助金又は交付金等との併用は認めないものとする。

別表 1

経費の区分	補助対象経費から除外すべき経費
端末の保証等に係る経費 ※保証期間に入学年度を含むものに限る。	保証等に係る経費（税込）を保証期間（年数）で除した額を、在学年数（入学年度を除く）で乗じて得た額とする。 ただし、端末の保証等が端末の購入価格に含まれるなどしており一体不可分となっている場合は、端末の購入価格（税込）に 0.04 を乗じた額を、在学年数（入学年度を除く）で乗じて得た額とする。
モバイルデバイス管理に係る経費 ※入学する学校において使用するものに限る。	複数年度に係るライセンス契約の場合は、当該契約に係る経費（税込）をライセンス期間（年数）で除した額を、在学年数（入学年度を除く）で乗じて得た額とする。 ただし、一度の購入で永続的に利用できるライセンス（買い切り）の場合は除外経費としない。

別表 2

学校名 ※販売端末が複数ある場合は端末別に記載	補助対象経費（税込）	
	メーカー保証のみ （１年保証）の場合	３年保証の場合
仙台第一高等学校	49,170 円	51,994 円
仙台三桜高等学校	58,630 円	61,674 円
仙台南高等学校	70,364 円	72,309 円
宮城第一高等学校	61,160 円	65,487 円
多賀城高等学校 ※iPad 128GB	65,670 円	69,484 円
多賀城高等学校 ※iPad 256GB	84,370 円	88,734 円
黒川高等学校	72,014 円	73,592 円
登米総合産業高等学校	72,784 円	74,619 円
石巻高等学校		65,267 円
石巻西高等学校		64,310 円
気仙沼高等学校		65,487 円

様式第 1 号（第 6 条第 1 項関係・購入者用）

年 月 日

宮城県知事 殿

【生徒本人】

学校名 学科名
年 組 番

氏名
住所

【申請者（保護者又は保証人）】

氏名
住所
電話番号
メールアドレス

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付
申請書兼請求書

標記について、下記のとおり県立高等学校学習者用端末等購入補助事業費補助金（生徒又は保護者用）の交付を受けたいので、県立高等学校学習者用端末等購入補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 購入した学習者用端末 ※②及び③は購入先が「その他」の場合に記載すること。

購入日	年 月 日
購入先	学校幹旋販売事業者・その他（ ）
端末名	
購入価格	円（税込み）
①端末の保証	保証年数： 年
②端末の保証に係る経費	円（税込み）
③モバイルデバイス管理に係る経費	円（税込み） ソフトウェアライセンスの有効期間：無期限 ・ その他（ 年）

2 補助金請求額 円

※補助金請求額は、端末の購入に要する費用であり、その上限は 20,000 円とする。

振込 口座	金融機関名		支店名	
	口座の種類	普通	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

【添付書類】

- (1) 同要綱第 4 条第 1 項第 1 号に定める費用に係る領収書や証明書
- (2) 金融機関等の名称及び預貯金口座の番号等を明らかにする書類
- (3) 生徒の身分証明書の写し（学生証等）
- (4) 購入した端末の写真
- (5) その他知事が必要と認めるもの

【宣誓項目（以下の宣誓項目を確認し、チェックを入れること。）】

- ☐ 私（申請者）は、申請の時点で県税に滞納がありません。
- ☐ 私（申請者）は、暴力団員等（暴力団排除条例（平成 22 年宮城県条例第 67 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。）ではありません。

様式第2号（第6条第2項関係・契約者用）

年 月 日

宮城県知事 殿

【生徒本人】

学校名 学科名
年 組 番

氏名

住所

【申請者（保護者又は保証人）】

氏名

住所

電話番号

メールアドレス

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付
申請書

標記について、下記のとおり県立高等学校学習者用端末等購入補助事業費補助金（生徒又は保護者用）の交付を受けたいので、県立高等学校学習者用端末等購入補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 契約した学習者用端末

契約先	学校斡旋販売事業者・その他（ ）
端末名	
契約期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※契約満了日の定めがない場合は開始日のみ記載すること。
月額	円（税込み）
支払開始月	年 月
補助対象経費 ※入学年度内の支払総額	円（税込み）

2 交付申請額 円

※端末が生徒の所有物とならないリース又はレンタルの場合、補助金請求額は入学年度内の支払い総額とし、その上限は20,000円とする。

振込 口座	金融機関名		支店名	
	口座の種類	普通	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人			

【添付書類】

- (1) 同要綱第4条第1項第2号に定める費用に係る契約書や証明書
- (2) 金融機関等の名称及び預貯金口座の番号等を明らかにする書類
- (3) 生徒の身分証明書の写し（学生証等）
- (4) 契約した端末の写真
- (5) その他知事が必要と認めるもの

【宣誓項目（以下の宣誓項目を確認し、チェックを入れること。）】

☐ 私（申請者）は、申請の時点で県税に滞納がありません。

☐ 私（申請者）は、暴力団員等（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。）ではありません。

様式第3号（第7条第1項関係）

宮城県（ ）指令第 号

＜保護者の住所＞

＜保護者の氏名＞

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付決定
通知書

年 月 日付けで申請のありました県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）については、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

宮城県知事 印

記

対象者

＜生徒の住所＞

＜生徒の氏名＞

（条件）

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、あらかじめ変更承認申請書を知事が定める方法により提出し、知事の承認を受けること。
 - （1） 補助対象経費を変更しようとするとき。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない変更を除く。
 - （2） 補助事業の内容について変更をしようとするとき。
- 2 端末のリース又はレンタル契約費用について補助金の交付決定を受けた者は、要綱第9条に基づき、その契約の履行状況について知事が別に定める日までに、知事が定める方法により報告するとともに、補助金の概算払請求を行うこと。
- 3 端末のリース又はレンタル契約費用について補助金の交付決定を受けた者は、要綱第10条に基づき、当該契約に係る入学年度内の支払いを完了した場合、その完了の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の3月30日のいずれか早い日までに、支払いを証明する書類を添えて知事が定める方法により実績報告を行うこと。

- 4 要綱第 11 条に規定する補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、申請者はその超過交付額を速やかに返還すること。
- 5 次に掲げることに該当することが判明した場合は、要綱第 13 条により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、要綱第 14 条により申請者は取消しに係る補助金を速やかに返還すること。
 - (1) 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - (2) 不正な手段により補助金の交付を受けた場合
 - (3) その他本要綱に反する場合
- 6 前項の条件のほか、交付要綱及び関係法令等を遵守すること。

様式第 4 号（第 7 条第 2 項関係）

宮城県（ ）指令第 号

＜保護者の住所＞

＜保護者の氏名＞

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付決定
及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のありました県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）については、補助金等交付規則（昭和 5 1 年宮城県規則第 3 6 号）第 4 条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することとし、同規則第 1 3 条の規定により、その額を金 円に確定します。

年 月 日

宮城県知事

印

記

対象者

＜生徒の住所＞

＜生徒の氏名＞

（条件）

- 1 次に掲げることに該当することが判明した場合は、要綱第 1 3 条により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、要綱第 1 4 条により申請者は取消しに係る補助金を速やかに返還すること。
 - （1） 申請書類に虚偽の記載があった場合
 - （2） 不正な手段により補助金の交付を受けた場合
 - （3） その他本要綱に反する場合
- 2 前項の条件のほか、交付要綱及び関係法令等を遵守すること。

様式第 5 号（第 8 条第 1 項関係）

年 月 日

宮城県知事 殿

【生徒本人】

学校名

学科名

年 組 番

氏名

【申請者（保護者又は保証人）】

氏名

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）変更承認
申請書

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）を下記のとおり変更交付されるよう、県立高等学校学習者用端末等購入補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付要綱第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

既交付決定額 _____

変更後交付申請額 _____

今回増（△減）額 _____

【添付書類】

- 1 同要綱第 4 条第 1 項各号に定める費用に係る領収書や証明書等
- 2 既存の交付決定通知書（写し）
- 3 その他知事が必要と認めるもの

様式第 6 号（第 8 条第 3 項関係）

宮城県（ ）指令第 号

<保護者の住所>

<保護者の氏名>

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付決定
変更通知書

年 月 日付けで申請のありました県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）の事業変更については、年 月 日付け宮城県（ ）指令 号の条件により、事業変更の内容を承認し、同指令の補助金額「金 円」を「金 円」に変更します。

年 月 日

宮城県知事

印

記

対象者

<生徒の住所>

<生徒の氏名>

（条件）

- 1 端末のリース又はレンタル契約費用について補助金の交付決定を受けた者は、要綱第 9 条に基づき、その契約の履行状況について知事が別に定める日までに、知事が定める方法により報告するとともに、補助金の概算払請求を行うこと。
- 3 端末のリース又はレンタル契約費用について補助金の交付決定を受けた者は、要綱第 10 条に基づき、当該契約に係る入学年度内の支払いを完了した場合、その完了の日から一月を経過した日又は交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 30 日のいずれか早い日までに、支払いを証明する書類を添えて知事が定める方法により実績報告を行うこと。
- 4 要綱第 11 条に規定する補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、申請者はその超過交付額を速やかに返還すること。

5 次に掲げることに該当することが判明した場合は、要綱第13条により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、要綱第14条により申請者は取消しに係る補助金を速やかに返還すること。

(1) 申請書類に虚偽の記載があった場合

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(3) その他本要綱に反する場合

6 前項の条件のほか、交付要綱及び関係法令等を遵守すること。

年 月 日

宮城県知事 殿

【生徒本人】
学校名
学科名
年 組 番
氏名

【申請者（保護者又は保証人）】
氏名

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）状況
報告書

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付の決定通知のありました県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）について、交付要綱第 9 条の規定に基づき下記のとおり事業の状況を報告します。

記

交付決定額	補助事業に係る費用の 既支払額（注 1）	事業完了予定年月日 （注 2）
円	円	

（注 1） 月々のリース等の費用について、報告の日までの支払い総額を記載すること。
（注 2） リース等の費用について、年度内の支払が完了する予定日を記載すること。

【添付書類】
（1） 補助事業に係る費用の既支払額に係る領収書や証明書

年 月 日

宮城県知事 殿

【生徒本人】

学校名

学科名

年 組 番

氏名

【申請者（保護者又は保証人）】

氏名

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）実績
報告書

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号により交付決定された県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）について、県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり実績を報告します。

記

（単位：円）

交付決定額	実績報告額

【添付書類】

- （１） 同要綱第 4 条第 1 項第 2 号に定める費用のうち、入学年度内に支払った額に係る領収書や証明書
- （２） その他知事が必要と認めるもの

様式第 9 号（第 12 条第 2 項関係）

県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）概算
払請求書

年 月 日

宮城県知事 殿

【生徒本人】
学校名
学科名
年 組 番
氏名

【申請者（保護者又は保証人）】
氏名

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付の決定通知のありました県立高校学習者用端末購入等補助事業費補助金（生徒又は保護者用）について、下記のとおり金 円を概算払によって交付されるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金請求額 | 金 | 円 |